（令和４年１１月１日改訂）

**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請書作成の手引き**

　一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を申請する者は、下記法令等に基づいた申請書を提出する必要があります。

記

　○ 道路運送法第９条の３

 ○ 道路運送法施行規則第１０条の３

 ○ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準」（制定平成１６年９月３０日付け中国運輸局公示第６９号）

 この手引きは、中国運輸局管内において運賃及び料金の認可申請をする場合の参考として作成したものです。ご不明な点、問い合わせなどは、最寄りの運輸支局輸送担当又は中国運輸局自動車交通部旅客第二課まで問い合わせ願います。

**中国運輸局各運輸支局**

**広島運輸支局　輸送担当　TEL：０８２－２３３－９１６７**

**岡山運輸支局　輸送担当　TEL：０８６－２８６－８１２２**

**山口運輸支局　輸送担当　TEL：０８３－９２２－５３３６**

**中国運輸局自動車交通部旅客第二課**

**〒７３０－８５４４**

**広島県広島市中区上八丁堀６－３０**

**広島合同庁舎４号館４階**

**TEL：０８２－２２８－３４５０**

**一般乗用旅客自動車運送事業の**

**運賃及び料金の認可申請書様式例**

※ 申請書作成にあたっての注意事項

◎申請書提出先及び提出部数

A.提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。

B.提出部数は、中国運輸局長あてに１部（正本）、営業所を管轄する運輸支局分として１部、申請者控えとして１部、合計３部作成してください。

C.申請は、許可申請以降随時受付します。

◎申請書様式

申請書は、Ａ４判縦・横書き・左とじとしてください。

◎また、運賃及び料金は多種多様の設定方法がございますので、基本的な事例を記載しております。

※ 本書中、赤字の部分は記載上の注意事項等です。申請書として使用する場合は、削除願います。

　 また、**（広島県A地区）**等としている箇所は、営業所の所在する運賃ブロックによって、いずれかを選択していただく箇所です。該当する部分のみを残して不要な部分は削除願います。

　 **（いずれかを選択してください）等**としている箇所はいずれか一つを選択していただく箇所です。選択した部分のみを残して不要な部分は削除願います。

　　年　　月　　日

中 国 運 輸 局 長　　殿

住　　　　所

氏　　　　名

名　　　　称

 連絡先（電話番号）

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）認可申請書

　このたび、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１．氏名、名称及び住所

氏　　　　名

名　　　　称

住　　　　所

２．設定（変更）しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

　　広島交通圏

３．設定（変更）しようとする運賃及び料金の種類、額並びに適用方法

　　別 紙 の と お り

　　　＊標準運送約款を適用　します　・　しません　（該当箇所に○をしてください）

**※独自約款を適用しようとする場合以外は、「します」に○をしてください。**

４．変更を必要とする理由**※変更の認可申請の場合のみ必要**

**【運賃設定例】**

別　　紙

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金

※以下の運賃・料金額は広島交通圏の広島県Ａ地区の上限額です。**上限額を超える運賃は認可できません。**運賃・料金の上限額は各地域により異なりますので、詳細は本ホームページ内のカテゴリー別情報⇒バス・タクシー・トラック⇒タクシー関係⇒公示⇒運賃⇒[７．一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について](http://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/content/000100755.pdf)欄を参照にしてください。

**１．運賃及び料金の種類並びに額**

 **(1)　距離制運賃**

　　　イ　距離制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車 種 区 分 | 初　乗　運　賃 | 加　算　運　賃 |
|  特定大型車 | 最初の1.5ｷﾛﾒｰﾄﾙまで９１０円 | 　200ﾒｰﾄﾙまでごとに９０円 |
|  大　型　車 | 最初の1.5ｷﾛﾒｰﾄﾙまで８３０円 | 　224ﾒｰﾄﾙまでごとに９０円 |
|  普　通　車 | 最初の1.5ｷﾛﾒｰﾄﾙまで７５０円 | 　264ﾒｰﾄﾙまでごとに８０円 |

　　　ロ　時間距離併用制

|  |  |
| --- | --- |
| 車 種 区 分 | 運　　　　　賃 |
|  特定大型車 | 時速10ｷﾛﾒｰﾄﾙ以下の走行時間について　　　１分１５秒までごとに９０円 |
|  大　型　車 | 時速10ｷﾛﾒｰﾄﾙ以下の走行時間について　　　１分２５秒までごとに９０円 |
|  普　通　車 | 時速10ｷﾛﾒｰﾄﾙ以下の走行時間について　　　１分３５秒までごとに８０円 |

　**(2)　時間制運賃**

|  |  |
| --- | --- |
| 車 種 区 分 | 運　　　　　賃 |
|  特定大型車 | ３０分までごとに４，４５０円 |
|  大　型　車 | ３０分までごとに４，０５０円 |
|  普　通　車 | ３０分までごとに３，３００円 |

 **(3)　料　　金**

 イ　待　料　金

|  |  |
| --- | --- |
| 車 種 区 分 | 料　　　　　金 |
|  特定大型車 | １分１５秒までごとに９０円 |
|  大　型　車 | １分２５秒までごとに９０円 |
|  普　通　車 | １分３５秒までごとに８０円 |

ロ　迎車回送料金

**（広島県Ａ、広島県Ｂ，岡山県地区）**

　　　　回送距離について、初乗距離を限度として実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。

**（山口県地区）**

 　特定大型車 回送距離が2ｷﾛﾒｰﾄﾙ 以上の場合　３４０円

 　大　型　車 回送距離が2ｷﾛﾒｰﾄﾙ 以上の場合　３４０円

 　普　通　車 回送距離が2ｷﾛﾒｰﾄﾙ 以上の場合　２５０円

　　　**（迎車回送料金を設定しない場合は削除し、適用方法（2）ホも削除してください。）**

**(4)　運賃等の割増**

寝台車割増　 　２割増

深夜早朝割増　　 ２割増

1. **運賃等の割引**

身体障害者割引 １割引

知的障害者割引 １割引

**２．運賃及び料金の適用方法**

**(1)　車種区分**

 　　 自動車の種別は、次のとおりとする。

イ　特定大型車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員７人以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。

ロ　大型車

普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）

身体障害者輸送車であって乗車定員７人以上のもの。

ハイブリッド自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。

ハ　普通車

普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの及び小型自動車で乗車定員６人以下のもの。

身体障害者輸送車であって乗車定員６人以下のもの。

道路運送車両法施行規則第２条に定める軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。

ハイブリッド自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員６人以下のもの。

普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６人以下のもの。

（備　考）

１．ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

２．ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

**(2) 距離制運賃、時間距離併用制運賃及び料金**

イ　運賃及び料金の収受は、タクシーメーター器の表示額による。

ロ　距離制運賃の距離の算出は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離による。

ハ　時間距離併用制運賃は、距離制運賃を適用する場合であって、限界速度以下の走行速度の場合に適用する。

　 ただし、次の区間は適用しない。

①　迎車回送区間

②　高速自動車国道又は自動車専用道路の区間

**（ただし、時間距離併用制運賃を適用しなければ、深夜早朝割増を適用できないタクシーメーターを使用している場合には、以下の適用方として良い。）**

②　高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（深夜早朝割増適用時間を除く。）

ニ　待料金は、距離制運賃を適用する場合であって、旅客の要求により車両を待機させたときに限り、その待機時間について適用する。

**（広島県Ａ、広島県Ｂ，岡山県地区）**

ホ　迎車回送料金は、距離制運賃を適用する場合であって、電話申込み又は呼込みによって旅客の指定する乗車地まで車両を回送させたときに収受する。

**（山口県地区）**

ホ迎車回送料金は、距離制運賃を適用する場合であって、電話申込み又は呼込みによって旅客の指定する乗車地（営業所から距離が２キロメートル以上のところに限る）まで車両を回送させたときに収受する。

 **(3) 時間制運賃**

 **（いずれかを選択してください）**

イ　時間制運賃は観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制運賃により難い運送であって、営業所等において時間制運賃による特約があった場合に適用する。

**又は**

イ　時間制運賃は、営業所等において時間制運賃によるあらかじめの特約

があった場合に適用する。

**（共通）**

 ロ時間制運賃による時間の算定は、車庫又は駐車場等を旅客の要求により発車したときから、旅客の運送を終ったときまでの実拘束時間による。

 **(4) 運賃等の割増**

 イ　運賃等の割増は、距離制運賃、及び料金のうち待料金に限り適用する。

ロ　寝台車割増は、寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに適用する。

ハ　深夜早朝割増は、２２時以降翌朝５時までの間における運送に適用する。

 **(5) 運賃等の割引**

**（スリップ制迎車回送料金（回送距離について、距離及び金額の限度を定めて実車扱いとする方式）の場合）**

イ　運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃、及び料金のうち迎車回送料金、待料金に限り適用する。

ロ　身体障害者割引は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに適用する。

ハ　知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳等の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに適用する。

ニ　割引の対象となる運賃等は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間及び待機時間を含む。）の距離制運賃及び料金並びに時間制運賃とする。

ホ　運賃及び料金の額は、距離制運賃及び料金のタクシーメーター器への表示額又は時間制運賃算出額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切捨てた額とする。

**（固定額制迎車回送料金の場合、又は迎車回送料金を設定しない場合）**

イ　運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃、及び料金のうち待料金に限り適用する。

ロ　身体障害者割引は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに適用する。

ハ　知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳等の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに適用する。

ニ　割引の対象となる運賃等は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間の距離制運賃及び料金（待機時間を含む。）、並びに時間制運賃（迎車回送区間及び待機時間を含む。）とする。

ホ　運賃及び料金の額は、距離制運賃及び料金のタクシーメーター器への表示額又は時間制運賃算出額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切捨てた額とする。

1. **その他**

イ　有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から特別の負担を求められた場合には、その実費を旅客の負担とする。

ロ　道路事情、交通規制等客観的な事情により他に適当な経路がないためやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

ハ　運賃計算上生じた端数は、１０円単位として１０円未満は四捨五入する。

ニ　運賃の割増が重複する場合においては、割増はいずれか一種のみを適用する。

ホ　運賃の割引が重複する場合においては、割引はいずれか一種のみを適用する。

**３．適用地域**

**（該当地域以外を削除してください。）**

広島交通圏（広島市（平成１７年４月２５日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成１５年３月１日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成１７年１１月３日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）の区域

呉市Ａ（呉市（平成１７年３月２０日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く））の区域

福山交通圏（福山市、尾道市（昭和３２年１月１日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る））の区域

岡山市（岡山市（平成１９年１月２２日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く。））の区域

倉敷交通圏（倉敷市、都窪郡早島町）の区域

下関市の区域

宇部市の区域

周南市の区域

岩国交通圏（岩国市、玖珂郡和木町）の区域